

情報公開文書（カリウム製剤）

作成日： 2026年 1月 14日

当院の未承認新規医薬品等を評価する委員会において下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことにして、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、あなた自身への日常診療における不利益はございません。本内容に関して拒否される場合やご質問がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

医療の内容	低カリウム血症に対する高濃度カリウム製剤の使用
実施責任者	中東遠総合医療センター 病院長 宮地正彦
対象者	低カリウム血症を呈した患者様
承認日	2026年 1月 19日
対象期間	承認から永続的
概要	<p>【目的・意義】</p> <p>低カリウム血症は命にかかる重篤な不整脈の原因となるため、カリウムの補充を行う必要があります。できるだけ内服薬で補充しますが、重症な場合や内服困難な場合は注射剤を使用します。注射用カリウム製剤は、添付文書において、40mEq/L 以下に希釈し、20mEq/hr を超えない速度で使用することとされています。しかし臨床現場においては、輸液量を制限する必要がある場合や速やかにカリウム値を補正する必要がある場合には、添付文書で規定された濃度を逸脱して高濃度で使用することがあります。そこで、当院ICU.CCU、ECUに入院中の患者様及び救急外来、血液浄化センター受診の患者様で速やかにカリウム値を補正する必要が生じた際には、心電図モニター装着下で太い静脈から高濃度カリウム製剤を投与することをあります。</p> <p>【想定される不利益と対策】</p> <p>カリウム補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全をきたす恐れがあるため、必ず患者に心電図モニターを装着して使用することを定めています。また、頻回に血清カリウム値を確認し、異常が確認された場合は速やかに減量または中止を検討します。低カリウム血症が改善され次第、高濃度注射用カリウム製剤の使用は終了し、添付文書で規定された使用方法へ移行します。</p>
お問い合わせ先	中東遠総合医療センター 薬剤部 電話番号：0537-21-5555